

京都ノートルダム女子大学大学院での学費及び奨学金等経済的支援の情報（ファイナンシャル・プラン）

（2021年度）

京都ノートルダム女子大学大学院における授業料、入学金その他の大学院が徴収する費用及び修学に係る経済的負担の軽減を図るための措置に関する情報は次のとおりです。

1. 学生納入金（修了までに要する費用）

人間文化研究科 応用英語専攻（修士課程）／人間文化専攻（修士課程）

心理学研究科 臨床心理学専攻（博士前期課程）

	入学金	授業料（年額）	教育充実費（年額）	合計（年額）
1年次	200,000円	610,000円	100,000円	910,000円
2年次	—	610,000円	100,000円	710,000円

1. 授業料、教育充実費については、各々2分の1ずつを前期学費及び後期学費とします。
2. 標準修業年限に達し、修了要件の不足が論文の合格及び論文指導に係る科目の単位修得のみの場合は、授業料及び教育充実費を前期、後期それぞれ年額の4分の1相当額とします。
3. 学部の科目を履修する場合には、履修料を免除します。ただし、上記2に該当する学生は対象外となります。
4. 上記のほか、①授業科目により実習費等を徴収する場合があります。
②保護者会費を毎年（長期履修学生は標準修業年限の間）10,000円、保護者会より委託を受け、代理徴収します。

心理学研究科 心理学専攻（博士後期課程）

	入学金	授業料（年額）	教育充実費（年額）	合計（年額）
1年次	200,000円	610,000円	100,000円	910,000円
2、3年次	—	610,000円	100,000円	710,000円

1. 授業料、教育充実費については、各々2分の1ずつを前期学費及び後期学費とします。
2. 標準修業年限に達し、修了要件の不足が論文の合格及び論文指導に係る科目の単位修得のみの場合は、授業料を要せず、教育充実費のみ前期、後期それぞれ年額の4分の1相当額とします。
3. 上記のほか、①授業科目により実習費等を徴収する場合があります。
②保護者会費を毎年（長期履修学生は標準修業年限の間）10,000円、保護者会より委託を受け、代理徴収します。

2. 修学に係る経済的負担の軽減を図るための措置

（1）学費減免制度

1）入学金免除及び教育充実費減免

次の①、②に該当する方には、入学金の全額免除、在学期間の教育充実費を半額免除とする制度を設けています。①は入学手続き時に減免、②に該当の方は入学後の申請により返還となります。

- ①本学学部を卒業又は大学院を修了した後、入学する（した）者
- ②入学試験時または入学年次の5月1日において、学校法人ノートルダム女学院が設置する学校（小・中・高）・大学（大学・大学院）の在学生の2親等以内の保護者が入学する（した）者

2）入学金免除

次の①、②、③に該当する方には、入学後の申請により入学金を返還します。ただし①②については、姉妹・子女が同一保護者のもとに生計を維持していること。

- ①入学年度5月1日現在で、本学学部又は大学院に在籍している在学生の姉妹の入学者
- ②入学年度の5月1日現在で、学校法人ノートルダム女学院が設置する学校（小・中・高）・大学（大学・大学院）に同一家庭で既に2名以上の子女が在籍している入学者
- ③本学学部を卒業又は大学院を修了した方の3親等以内の入学者（本学の他の入学金減免制度との重複受給はできません。）

3）外国人留学生授業料減免

本学大学院の正規課程に在籍する私費外国人留学生（在留資格「留学」に該当する者）で経済的に修学困難な者を対象とし、授業料の30%相当額を減免する制度を設けています。

(2) 奨学金

1) 本学独自の奨学金

① 京都ノートルダム女子大学大学院支給奨学金 (給付)

経済的理由により修学困難で、かつ学業等に優れた大学院生に対し、各年度の授業料の半額以内を支給する奨学金です。

対象者	大学院生
採用人数	若干名
支給金額	年間授業料の半額以内
採用期間	1年
申込時期と方法	7～8月に出願書類を学生課へ提出、学内選考委員会で選考

② 京都ノートルダム女子大学保護者会特別援助奨学金 (給付)

修学の熱意があるにもかかわらず家計の急変のため経済的に学業の継続が困難になった学生に、大学保護者会から資金を得て学費の一部として上限20万円を給付し援助します。

対象者	学年制限なし
採用人数	若干名
支給金額	上限20万円
申込時期と方法	家計の急変事由が発生した月から6ヶ月以内に出願書類を学生課へ提出、学内選考委員会で選考

③ マザーテレサ ゲルハルディングー貸与奨学金 (貸与 (無利子))

家庭の経済事情悪化のため修学が困難になった修学の熱意がある学生に対し、年間学費の半額以内を貸与し、学業の継続を援助します。

対象者	学年制限なし
採用人数	若干名
支給金額	年間学費の半額以内
採用期間	1年
申込時期と方法	7～9月に出願書類を学生課へ提出、学内選考委員会で選考

2) 学外の奨学金

日本学生支援機構奨学金 (貸与) (2021年度)

家計・学力・人物が選考基準になっており、原則として貸与開始月から修了の月まで、毎月一定額の奨学金が貸与されます。4月の説明会で願書を配付します。ただし、家計が急変した場合は、いつでも出願することができます。※貸与額を選択

大学院生/種別	修士・博士前期	博士後期
第一種 (無利子)	※5万円・8万8千円	※8万円・12万2千円
第二種 (有利子)	※5万円・8万円・10万円・13万円・15万円	

日本学生支援機構奨学金 <https://www.jasso.go.jp/>

3. その他の制度

(1) 長期履修学生制度

職業を有している等の理由により標準修業年限を越えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修することを可能とする制度です。

長期履修の期間は標準修業年限 (修士課程は2年、博士後期課程は3年) の2倍を超えない範囲で規定された期間において、標準修業年限分の学生納入金 (授業料及び教育充実費) の総額に相当する額で学ぶことができます。

人間文化研究科応用英語専攻、人間文化専攻 (ともに修士課程) と心理学研究科心理学専攻 (博士後期課程) に入学する (した) 者で希望者は申請することができます。なお、在留資格「留学」を有する者は申請できません。

(2) ティーチング・アシスタント制度

本学の優秀な大学院学生に、学部教育における助言や実験、実習、演習等の教育補助業務を行わせ、大学教育の充実と大学院学生の教育訓練の機会提供を図ることを目的とした制度です。